

# 令和3年度社会福祉法人等指導監査実施方針及び実施計画

## 1 実施方針

人口減少社会の長期化や独居高齢者の増加、子どもに対する虐待の深刻化などを背景に、地域における福祉ニーズが多様化・複雑化する中、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の役割が、ますます重要になっている。

他方、一部の社会福祉法人による不適正な運営が指摘され、社会福祉法人全体の信頼を失墜させる事態に至っており、社会福祉法人が今後とも福祉サービスの中心的な担い手としてあり続けるためには、その公益性・非営利性を徹底する観点から府民に対する説明責任を果たすことが求められている。

平成28年3月31日に社会福祉法が改正され、平成29年度より本格施行となった。

改正法においては、①公益性・非営利性の徹底、②国民に対する説明責任、③地域社会への貢献の基本的視点に立って、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等、社会福祉法人の制度改革が進められている。

また、平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」が施行される他、新会計基準への完全移行が実施されたところである。

本府においては、社会福祉法人が利用者はもとより、広く府民の信頼に応え、地域における福祉の拠点としての役割を果たすよう、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び各施設の設備及び運営に関する基準等の福祉関係法令並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に係る指導監査に関する国の通知等（以下「関係法令・通知」という。）に基づき、「社会福祉法人・社会福祉施設の適正な運営の確保」、「不祥事の未然防止」、「福祉サービスの質の向上」等の観点から、機動的・効果的な指導監査を実施する。

### （1）社会福祉法人

① 毎年度社会福祉法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、過年度の指導監査の結果等を考慮したうえで、以下の事項を満たす社会福祉法人に対する一般指導監査の実施の周期については、3年に1回とする。

ア 社会福祉法人の運営について、関係法令・通知（社会福祉法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 社会福祉法人が運営する施設及び社会福祉法人が行う事業について、施設基準、運営費及び報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

② ①にかかわらず、次のア、イ及びウに掲げる事項について問題が認められない社会

福祉法人において、法第45条の28第2項に規定する会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告書等が次のア、イ及びウに掲げる場合にあっては、府が毎年度社会福祉法人から提出される報告書類を勘案の上、当該社会福祉法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該社会福祉法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般指導監査の実施の周期を、それぞれに掲げる周期まで延長することができる。

ア 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している社会福祉法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

イ 会計監査人を設置していない社会福祉法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、社会福祉法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 5年に1回

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた社会福祉法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4年に1回

③ ①について問題が認められない社会福祉法人であるが、②に掲げる場合に該当しない社会福祉法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、以下に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあって、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると知事が判断するときは、一般指導監査の実施の周期を4年に1回まで延長することができる。

ア 福祉サービス第三者評価を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、社会福祉法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO 9001の認証取得施設を有していること。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

- ④ ①にかかわらず、社会福祉法人の運営等に問題が発生した場合、又は通報等により、そのおそれがあると認められる場合は、随時指導監査を実施する。
- ⑤ 新設の社会福祉法人並びに法人及び社会福祉施設の運営等に重大な問題がある社会福祉法人等、指導を強化すべき社会福祉法人に対しては、重点的かつ継続的な指導を行うこととする。

## (2) 老人福祉施設

原則として、毎年実地監査を行うこととする。

- ① 関係法令・通知に照らし、適正な運営が確保されていると認められる施設については、指導監査を2年に1回とすることができる。
- ② ①にかかわらず、利用者の処遇等施設の運営に問題が発生した場合、又は通報等により、そのおそれがあると認められる場合は、随時指導監査を実施することができる。
- ③ 施設の運営に重大な問題がある場合等、指導を強化すべき施設に対しては、重点的かつ継続的な指導を行うこととする。
- ④ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく実地指導の対象である特別養護老人ホームについては、法人運営、経理及び施設運営管理（自然災害・事故防止対策等、介護保険法に基づく実地指導の対象とならない分野に限る。）について指導監査を行う。

## (3) 障害福祉施設

指定障害者支援施設である障害者支援施設（以下「障害者施設」という。）については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成19年4月26日障発第0426001号社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「1号通知」という。）による前年度の指導監査の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった場合は、当該年度における本指針による指導監査を省略して差し支えないものとする。（2年に1回とすることができる）

また、1号通知による前年度の指導監査の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる障害者施設については、当該年度及び次年度における本方針における指導監査を省略しても差し支えないものとする。（3年に1回とすることができる）

- ① 原則として毎年1回は、実地に全対象障害者支援施設に対し行うこととする。ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる障害者支援施設については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。
- ② ①にかかわらず、利用者の処遇等施設の運営に問題が発生した場合、又は通報等により、そのおそれがあると認められる場合は、随時指導監査を実施することができる。
- ③ 施設の運営に重大な問題がある場合等、指導を強化すべき施設に対しては、重点的かつ継続的な指導を行うこととする。

④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく実地指導の対象である障害者支援施設については、法人運営、経理及び施設運営管理（自然災害・事故防止対策等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく実地指導の対象とならない分野に限る。）について指導監査を行う。

（4）児童福祉施設 ((5)及び(6)の施設を除く。)

毎年指導監査を行うこととする。

- ① 関係法令及び通知に照らし、適正な運営が確保されていると認められる施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の遵守等について、より重点的な指導監査を行うことができる。
- ② 利用者の処遇等施設の運営に問題が発生した場合、又は通報等により、そのおそれがあると認められる場合は、隨時指導監査を行うことができる。
- ③ 施設の運営に重大な問題がある場合等、指導を強化すべき施設に対しては、重点的かつ継続的な指導を行うこととする。

（5）児童福祉施設（保育所及び幼保連携型認定こども園）

毎年指導監査を行うこととする。

- ① 関係法令及び通知に照らし、適正な運営が確保されていると認められる施設については、児童福祉法第45条に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条に規定する幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準の遵守等について、より重点的な指導監査を行うことができる。
- ② 利用者の処遇等施設の運営に問題が発生した場合、又は通報等により、そのおそれがあると認められる場合は、隨時指導監査を行うことができる。
- ③ 施設の運営に重大な問題がある場合等、指導を強化すべき施設に対しては、重点的かつ継続的な指導を行うこととする。

（6）児童福祉施設（保育所入所事務を行う市町村）

原則として、毎年指導監査を行うこととする。

- ① 関係法令及び通知に照らし、適正な運営等が確保されていると認められる場合は、2年に1回を目安として指導監査を行うことができる。
- ② ①にかかわらず、利用者の処遇等施設の運営に問題が発生した場合、又は通報等により、そのおそれがあると認められる場合は、隨時指導監査を行うことができる。
- ③ 施設の運営に重大な問題がある場合など、指導を強化すべき施設に対しては、重点的かつ継続的な指導を行うこととする。

## 2 主眼事項及び着眼点等

次の（1）から（4）までに掲げる事項を主眼として指導監査を行う。

また、指導監査の着眼点等は別添「指導監査基準」のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営の確保
- (2) 必要な職員の確保と職員待遇の充実
- (3) 適切な利用者待遇の確保
- (4) 市町村における保育所入所事務等の適正実施

## 3 実施計画

1及び2に基づく今年度の実施計画は、次のとおりとする。

### (1) 指導監査体制

通常の指導監査体制は、監査職員3名程度を目安に実施し、その事例は下表によるものとする。

ただし、社会福祉法人及び社会福祉施設の運営等に問題がある場合等、指導を強化すべき社会福祉法人及び社会福祉施設に対しては、指導監査体制を強化して指導監査を行う。

なお、保健所が実施する指導監査に際し、社会福祉法人については地域福祉推進課長が必要と判断した場合は、地域福祉推進課職員が応援を行い、また各施設については各施設の制度を所管する各課長が必要と判断した場合は各課職員が応援を行う。

[表] 通常の指導監査体制の例（3名による役割分担例）

班長（主任以上）	<u>法人運営又は施設運営</u>
係員A	<u>管理</u>
係員B	<u>事業又は利用者待遇</u>

### (2) 新設の社会福祉法人に対する指導監査

原則として、法人設立年度又は次年度の早期に初回指導監査を実施し、施設運営開始後6箇月以内に2回目の指導監査を行う。

## 4 その他

### (1) 国所管の社会福祉法人に係る指導監査

本府の所管する施設のみ指導監査を実施する。

### (2) 実施日程

当該年度の「社会福祉法人・施設等監査実施計画」を作成し実施する。

(3) その他

指導監査は、対象の社会福祉法人の協力を得て、可能な限り監事の出席を求めることとする。